

単体規定	敷地内の通路
	法第 35 条、令第 128 条

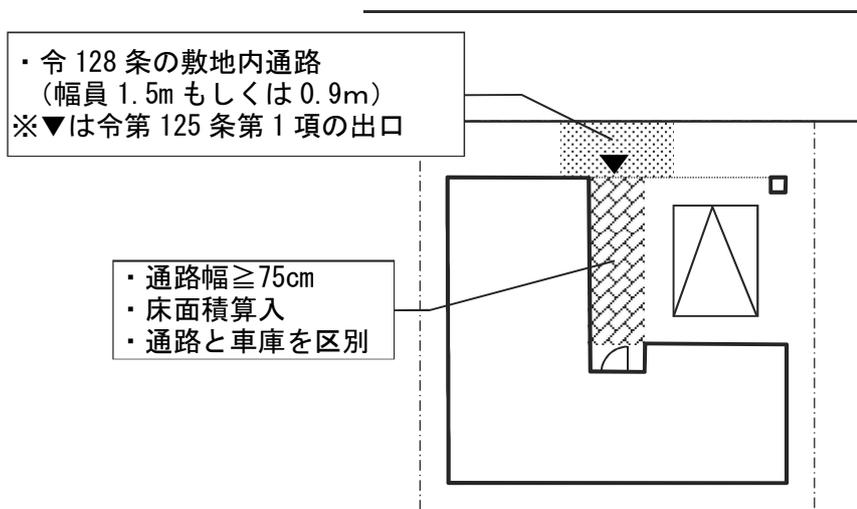
小規模車庫と敷地内通路

3階建ての専用住宅等において、小規模車庫に面して玄関を設ける場合、令第128条に規定する敷地内通路の取扱いは以下のとおりとする。

次の①および②の条件を満足した場合は、①の通路先端部分を令第125条第1項の出口とみなし、当該部分から令第128条の敷地内通路（幅員1.5m以上。三階で延べ面積が200㎡未満の建築物の敷地内通路にあつては0.9m以上）を要するものとする。

【条件】

- ①玄関から有効75cm以上の通路を確保し、当該部分は床面積に算入している。
- ②通路と車庫部分は、仕上げ等により明確に区別している。



技術的助言等	
参考資料等	建築物の防火避難規定の解説 2016 (第 2 版) P99